



国道26号(第二阪和国道)沿道区域

- : 紀州街道・熊野街道
- — — : 街道 (景観行政団体部分)
- ● ● ● : 街道 (道が喪失しているところ)

No.	区域線
A	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線
B	貝塚市と泉佐野市との境界線
C	大阪臨海線道路端

※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域) です。